

【アメリカ】公債発行限度額引き上げ法成立

公債発行限度額引き上げ法が、2010年2月12日に大統領の署名を経て成立した(P.L.111-139)。公債の発行限度額を12.39兆ドルから14.29兆ドルまで1.9兆ドル引き上げる法律である。2009年12月に成立した小幅な増額法(P.L.111-123)に引き続き、さらに上限を引き上げるものである。また、財政赤字削減のためのいわゆるPAYGOルールが法制化された。公債の発行限度額は、2003年に7.38兆ドルに引き上げられた後、2004年には8.18兆ドル、2006年には8.97兆ドル、2007年に9.81兆ドル、2008年7月に10.62兆ドル、10月に11.32兆ドル、2009年2月に12.1兆ドルにそれぞれ引き上げられてきた経緯がある。民主党側は今回の引き上げで今年はさらなる引き上げは不要としている。共和党側は、財政赤字の削減を強く求めている。PAYGOルールについても、抜け穴が多く効果が不十分として反対していた。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

【アメリカ】国防省における承継順位に関する大統領令

国防長官が死亡した場合等の職務の省内での承継順位を定める大統領令13533が2010年3月1日制定された。1998年連邦空席改革法等の規定に基づいて制定されたものである。国防長官が死亡、辞職、職務不能となった場合は、次の順でその職務が承継される。1 国防副長官、2 陸軍長官、3 海軍長官、4 空軍長官、5 調達・技術・兵站担当国防次官、6 政策担当国防次官、7 国防次官(会計検査官)、8 人事・即応対応国防次官、9 情報担当国防次官、10 首席副総務官、11 調達等担当首席国防副次官、12 政策担当首席国防副次官、13 首席国防副次官(会計検査官)、14 人事・即応対応首席国防副次官、15 情報担当首席国防副次官、16 研究・工学部長、以下19位までが規定されている。この大統領令の承継順位にかかわらず、大統領は法律の範囲内で国防長官代行を置くことができる。また、これとは異なる承継順位を定めていた2005年の旧大統領令13394は廃止された。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

【アメリカ】財政赤字削減のための超党派委員会設置大統領令

中長期的な財政赤字解消策を検討するために、大統領行政府に国家財政規律改革委員会を設置するための財政規律改革委員会設置大統領令13531が、2010年2月18日に制定された。委員は18名で、このうち6名は大統領が指名し、6名は現職の上院議員(3名は多数党院内総務、3名は少数党院内総務が選出)、6名は現職下院議員(3名は下院議長、3名は少数党院内総務が選出)とする。大統領による指名者のうち異なる政党に属する2名を共同委員長とする。オバマ大統領は、アースキン・ボウルズ氏(元大統領首席補佐官)とアラン・シンプソン氏(元上院議員)を共同委員長として発表している。委員会は2010年12月1日までに勧告を含む報告書を策定しなくてはならない。勧告は、2015年までに利払いを除く財政を均衡させるための政策提案を含めなくてはならない。連邦議会側は委員会を法律により設置しようとしていたが、実現できなかった。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

【アメリカ】オバマ大統領による国家輸出戦略の策定

オバマ大統領は 2010 年 3 月 11 日、中小企業の輸出を特に促進するため、国家輸出戦略に関する大統領令 13534 を発令し、広く世界各地の需要を米国製品にマッチングさせる連邦の取組みを定めた。これは 2010 年一般教書演説でも言及されていた政策である。内容は輸出促進閣僚会議の創設、大統領輸出委員会(PEC)の再開、輸出入銀行による輸出支援補助金の増額(今後 5 年で 2 倍に)、対中小企業支援費を年 20 億ドルに拡張すること等である。また 2010 年内に 40 の貿易使節団(農産物、製品、サービス)の海外派遣を予定し、在外公館にも協力を要請、貿易開発庁(USTDA: 途上国、中所得国のインフラ、工業プロジェクトに参加する米国企業の受注支援を行う)が 20 か国から調達官 300 人を米国に招待するプログラムの実施、EU の米国牛肉禁輸及び中国の特定産業への国家補助金に対する通商代表部(USTR)による働きかけ等、開かれた新規市場獲得の実施も規定された。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【アメリカ】愛国者法時限規定の延長

テロ対策のため捜査権限を拡大する内容の時限規定である米国愛国者法(P.L.107-56)中の 16 の条項と 2004 年情報機関改革及びテロリズム予防法(P.L.108-458)第 6001 条は、制定時より人権侵害が危惧されていた。2006 年愛国者法再授權法及びテロ防止法(P.L.109-177)はこれらの内、第 206 条(被疑者が通信する可能性のある電話を包括的に傍受する特別法廷令状請求)、第 215 条(国際テロ防御のため業務記録を押収する特別法廷令状請求)と第 6001 条(組織に属さない個人のテロリストへの特別法廷令状請求)のみを時限付きとし、他の規定を恒久化した。これら 3 条が 2010 年 2 月に期限切れとなるにあたり、2010 年 2 月 27 日、期限を 1 年間延長する法律が制定された(P.L.111-141)。上院では捜査権限を縮小する修正を施した延長法案が委員会を通過していた。オバマ大統領も上院議員時代、再延長にあたっては修正が必須と主張していたが、医療保険法案等の可決を優先させる議会対策として、最終的には修正なしの延長法案に署名した。条項の修正を求めている民主党議員は 1 年後には改めて人権に配慮した修正を行うべきだとしている。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【EU】新欧州委員会の承認と担当の再編

リスボン条約が発効し、欧州委員会の承認には欧州議会の同意が必要となった。2010 年 2 月 9 日、欧州議会は新しい欧州委員会(任期: 2010 年 2 月 10 日~2014 年 10 月 31 日)を合議体として賛成 488 票、反対 137 票、棄権 72 票で一括承認し(EU News 26/2010)、これを受けて閣僚理事会は 2 月 9 日、新しい委員を任命した(EU News 27/2010)。欧州委員会は各国から 1 名ずつ計 27 名からなる。今回、バローゾ委員長は 2 期目の組閣としてその担当を刷新し、新担当として気候行動、内務、司法・基本権・市民権を設け、担当分野を再編成して教育・文化・多言語主義・青少年、保健・消費者政策、産業・起業、研究・イノベーション・科学、国際協力・人道支援・危機対応などとした。また、インクルージョン、電子関係分野に力点を置くとした(IP/09/1837)。欧州委員会は、実施にあたって 2 月 17 日、エネルギー及び気候行動の 2 総局新設及び既存担当再編の決定、そのほか、多くの役職の任命の決定を採択した(IP/10/164)。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】 欧州委員会の遺伝子組換作物承認

欧州委員会は、2010年3月2日、長年問題となっており閣僚理事会として賛否の結論を出すことができなかった遺伝子組換作物の認可に関するつぎの5つの決定を採択した。(1) ドイツ BASF 社の遺伝子組換じゃがいも Amflora の澱粉を製紙等の産業用に域内で栽培すること(2010/135/EU)、(2) その澱粉副産物を飼料として利用すること(2010/136/EU)、(3) 害虫や除草剤にそれぞれ個別に抵抗性を持つ3種類の欧州モンサント社の遺伝子組換とうもろこし(個別には EU 認可済)の3つの特定の組み合わせを食料及び飼料として利用すること(栽培は不可)である(2010/139/EU、2010/140/EU、2010/141/EU)。保健・消費者政策総局のダッリ委員によれば、安全性に関する科学的問題については欧州食品安全機関がすべて検証したとしている。しかし、製品に含まれる抗生物質耐性マーカー遺伝子によって常在細菌が抗生物質耐性になる危険が指摘されている問題などへの不信の声もあり、まだ懸念が払拭されているとはいえない。(IP/10/222) (海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】 ナノ化粧品規則の制定

2009年12月22日、欧州連合(EU)はナノテクノロジー・材料が原料として含まれる化粧品に関する規則「化粧品に関する2009年11月30日の欧州議会及び閣僚理事会規則(EC) no.1223/2009」を公布した。2003年に動物実験を禁止する改定のあった化粧品指令を、今回、規則に置き換えて新しく制定したものである。したがって、今後は、指令を国内法へ置き換える時におこりうる齟齬などはなくなり、規則として全ての構成国に直接適用され拘束力をもつ。目的は、手続きの簡素化や用語の整理による管理負荷や曖昧性の軽減、健康保護の強化である。規則は製造者責任の強化を図り、発癌性、遺伝子に損傷を与える可能性、生殖毒性のある物質に厳しい条項を設定している。特に注目されるのは、ナノ材料を定義し、その安全性改善に関する追加修正を行ったことである。施行は公布の20日後。規則全体の適用日は2013年7月11日であるが、条項により適用期日の例外規定もある。外国の立法 239-2号(2009.5) 短信参照。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【フランス】 公務員への暴力防止法の制定

「集団による暴力の防止及び公役務に従事する者の防護を強化する2010年3月2日の法律第2010-201号」が制定された。クリスティアン・エストロシ(Christian Estrosi)議員(与党・国民運動連合)らによる議員立法である。近年、教育現場や鉄道等を中心として、貧困地区を中心とした未成年者を含む集団が教師又は鉄道員等に対して暴力をふるうという事件が相次いでおり、こうした事件が毎年25,000件も生じているとの報告もある。こうしたことを背景として同法は、次の2つの規定を刑法典に追加した。第1に、上記のような人への暴力又は物の破壊を目的として組織された暴力集団に一時的にでも参加した者に対して、1年の拘禁刑及び15,000ユーロの罰金を科す。第2に、上述の公務員及びその親族に対し、暴力行為を行った者に対する罰則を規定した。具体的には、殺人を行った場合は無期懲役、拷問等の暴力行為を行った場合には懲役15年等という規定を新設した。(海外立法情報課・鈴木 尊紘)

【フランス】 近親相姦の刑法典への挿入及び被害者援助法の制定

「未成年者への近親相姦を刑法典に挿入し、かつ、近親相姦行為の被害者の発見及びケアの改善を図る 2010 年 2 月 8 日の法律第 2010-121 号」が制定された。マリー＝ルイーゼ・フォール議員（与党・国民運動連合）らによる議員立法である。フランスでは近親相姦の被害者が多数存在すると推定されており、そうした行為を犯罪行為として規定し、当該被害者へのケアを促進することが当該法律の目的である。同法の柱は、以下の 3 点である。①刑法典第 2 篇「人に対する重罪及び軽罪」第 2 章「人に対する攻撃」第 2 節「人の身体的又は精神的一体性への攻撃」第 3 款「性的暴力」の中に、刑法典 Art.222-22-1 条として「近親相姦」を挿入する。②小中高等学校において、近親相姦の予防措置（及び把握措置）として性的暴力についての注意喚起を行う。③被害者に対し、各県の健康、社会活動及び司法の専門家がケアを行う。

（海外立法情報課・鈴木 尊紘）

【フランス】 終末期患者の看取り手当給付法の制定

「終末期にある者の看取り手当給付を創設することを目的とした 2010 年 3 月 2 日の法律第 2010-209 号」が制定された。ジャン・リオネッティ（Jean Leonetti）議員（与党・国民運動連合）らによる議員立法である。当該法律は、終末期患者を親族に持つ者が自宅で最期の看取りをするために仕事を休んだ場合に、その者に対し手当金を給付するというものである。このことにより、親族が高い料金を支払い、当該患者を病院に入院させ、患者が自分の住居で死ぬことができなくなるという状況を回避することを目的としている。手当金の金額は、デクレで定める。これまで緩和医療に関する 1999 年法で「看取りのための休暇（congé d'accompagnement）」が認められ、この制度は退職制度の改革に関する 2003 年法で「家族連帯のための休暇（congé de solidarité familiale）」に代えられたが、今回の法律は、その休暇を取得した際に手当金が支給されるという一歩踏み込んだ内容となっている。（なお、フランス尊厳死法については『外国の立法』235 号を参照されたい。）

（海外立法情報課・鈴木 尊紘）

【ドイツ】 連邦議会の審議権を重視した旅客運送法違憲判断

2009 年 12 月 8 日、連邦憲法裁判所第二法廷は、2004 年の旅客運送法改正によって設けられた同法第 45a 条第 2 項第 3 文の規定（職業教育中の者のための運賃の割引を行う近距離交通企業に対して支払われる補償の割合を年々減額することを定める）が、基本法の定める立法手続に違反して成立したものであることを理由として、これを違憲とする決定を下した。この規定は、当時同法改正の内容をめぐって連邦議会と連邦参議院の意見が対立し、両者の妥協を探るべく合同協議会（我が国の両院協議会に相当）が招集された際に、同協議会に提出された「コッホ・シュタインブルック・ペーパー」と呼ばれる 2 人の州首相による覚書に基づき、同協議会の成案として議決され、連邦議会、連邦参議院それぞれで可決されたものである。連邦憲法裁は、合同協議会の成案は、連邦議会の公開の会議で審議された選択肢の範囲を超えるものであり、合同協議会の権限を逸脱するものと判断した。ただし当該規定は 2011 年 6 月 30 日までは有効とされた。

（海外立法情報課・山口 和人）

【ドイツ】 児童ポルノへのアクセスを遮断する法律のゆくえ

2010年2月17日、ケーラー連邦大統領は、「通信網における児童ポルノグラフィの防止に関する法律」に署名し、同法は同月22日に公布され、一部を除き、翌日施行された。同法は、インターネット・プロバイダーに児童ポルノサイトへのアクセスを遮断する措置をとることを義務づけ、遮断すべきものとして刑法上の児童ポルノに該当するコンテンツのリストを連邦刑事庁が各プロバイダーに提供すること等を内容とする。同法は、大連立政権時の2009年7月10日、連邦参議院の同意を得て成立したが、同年9月の総選挙の結果政権与党となった自由民主党（FDP）がインターネットの検閲につながるなどとしてその内容に強く反対し、10月26日に調印された連立協定では、法律の施行を1年間延期する代わりに、児童ポルノサイトの発見と撲滅（消去）を強化してその効果を検証することとしていたものである。1年を待たず大統領が「憲法上の問題なし」と判断して署名したことにより、公布・施行された法律が事実上執行されない事態となっている。

「[短信]【ドイツ】通信網における児童ポルノ防止法（アクセス困難化法）の成立」『外国の立法』240-2号（2009.8）28頁及び「[立法情報]【ドイツ】新連立政権の政策課題」同242-1号13頁参照。

（海外立法情報課・山口 和人）

【ドイツ】 子どもの騒音を免責する州法制定

2010年2月16日、「ベルリン州環境被害防止法」の第一次改正法が公布され、翌日施行された。この改正は、子どもの騒音を法的紛争の対象外とすることを意図したもので、騒音からの保護が制限される場合について規定した同法第6条に「子どもの発する騒音は、自明な子どもの成長の表現として、かつ、子どもの正当な発展の可能性を保護するため、原則として社会的相当性があり、したがって受忍限度内である。」と規定する第1項が挿入された。ベルリンでは、託児施設や遊び場などで子どもの発する騒音を原因とする法的紛争が絶えず、実際に店舗付住宅に入居する託児所が隣人の訴えによって閉鎖されるケースも生じていた。今回の法改正により、子どもの騒音を理由とした訴えを裁判所に提起することができなくなるが、ベルリン州政府のロンプシャー保健相は、改正法の説明の中で、子どもたちが周囲の要請に配慮することも学ばなければならないと述べた。子どもの騒音を免責する立法例はドイツ各州の中で初めてであるが、連邦レベルでの連立協定にも盛り込まれていることから、他州にも波及することが予想される。（海外立法情報課・山口 和人）

【韓国】 公職選挙法改正とツイッター利用の規制

2010年6月2日の統一地方選挙を前に、2009年12月30日と2010年3月2日の2回にわたり公職選挙法が改正された。12月改正は、2004年から強化されてきた選挙運動規制について「政治的自由を過度に制約する」として若干緩和するものであり、3月改正は、地方選挙における女性候補者クォータ制度の補完である。一方、2010年2月12日、中央選挙管理委員会はツイッター（Twitter）について、選挙日180日前まで特定政党や政治家への支持や不支持を表明することは公職選挙法で禁じている「事前運動」に該当するとし、禁止する方針を発表した。なお、投票までの180日間の利用については、同法の規定により選挙の広告であることを明示しなければならない。与党ハンナラ党は、所属議員らにスマートフォンを配布して政党活動や選挙運動に積極的に活用する方針であり、野党もこれに追随する動きを見せている。このため、今回の厳格な規制には韓国でも急増中のツ

イッター議員から批判の声が上がっており、利用を認める改正案提出の動きも見られる。
(海外立法情報課・白井 京)

【韓国】 民事訴訟での電子文書利用に関する法律の制定

2010年2月26日、国会本会議において「民事訴訟等における電子文書利用等に関する法律」が可決・成立した(同年3月19日現在未公布)。同法は全16か条の本則と附則からなり、その目的は刑事訴訟を除く民事訴訟、家事審判、行政訴訟、特許訴訟、民事執行、倒産手続き、非訟事件手続き等の訴訟全般における書類を電子文書で提出できるようにするなど、電子訴訟方式を導入することにある。当事者や訴訟代理人は事前に大法院(日本の最高裁に相当)規則で定めるところにより登録(第6条)すれば、訴訟時の提出書類を電子文書で提出することができる(第5条)。裁判官や事務官らは、調書等の書類を電子文書で作成するものとし、紙の書類については電子文書に変換してシステムに登載するなど、事件記録が電子化される(第10条)。これらは大法院規則を通じて訴訟の種類によって段階的に適用される予定であり、大法院の計画ではまず特許事件から適用が開始される。
(海外立法情報課・白井 京)

【韓国】 地方税法改編—総則、細目、減免の3法律に分割

韓国の地方税法は1949年に全75か条で制定されたが、度重なる改正により現在では全5章326か条からなる。複雑かつ難解であり、国民のみならず地方自治体の税務担当者にとっても理解が困難と評される。韓国国会本会議は2010年2月26日、この地方税法を総則、細目、減免の3つに分割する諸法案を可決した。具体的には、現行の地方税法第1章総則を地方税基本法として新設し地方税に関する共通の総則事項を定め、第2章道税、第3章市及び郡税、第4章目的税の3章を地方税の種類及び細目について定める地方税法とし、さらに第5章課税免除及び軽減について地方税特例制限法として新設するものである。3つの法律は、2011年1月から施行される予定である。なお、当初は地方分権の進展のために現在8:2の国税と地方税の徴収比率を改善し、地方所得税や地方消費税を導入するという議論もあったが、最終的には今後の課題として持ち越された。
(海外立法情報課・白井 京)

【中国】 国防動員法の制定

1998年12月に第9期全国人民代表大会(全人代)常務委員会の立法計画に挙げられていた国防動員法が、2010年2月26日、第11期全人代常務委員会第13回会議で採択され、7月1日から施行される。国防建設の強化、動員制度の整備及びスムーズな動員の実施により、国家の主権、統一並びに領土の保全及び安全を守ることを目的とする。国家の主権、統一並びに領土の保全及び安全が脅威にさらされた場合、全人代常務委員会が、全国に及ぶ総動員又は地域限定の局部動員措置を採ることを決定し、国家主席がこの決定に基づき動員令を発令する。國務院及び中央軍事委員会が動員に係る方針、政策、法令を制定するなど、国防動員事務を主管する。なお、主権、統一等が直接の危険にさらされた場合には、國務院及び中央軍事委員会は必要な動員措置を講ずるとともに、全人代常務委員会に報告しなければならない。このほか、戦略物資の備蓄及び調達、公民の動員義務、民間の物資、施設等の徴用及び補償等について規定する。
(海外立法情報調査室・富窪 高志)

【中国】気象災害条例の制定

国土の広い中国では例年大小の自然災害が発生しているが、最近では異常気象によると思われる突発的、局所的な災害も増えている。人間の生命及び財産の安全に影響を及ぼす気象災害に対する予防、対応策等の枠組みを定める気象災害条例が、2010年1月20日の第98回国務院常務会議で採択され、同1月27日に公布、4月1日から施行される。県級以上の人民政府は管轄区域内で発生する気象災害の種類、回数、強度及び災害損失等を調査する気象災害センサスを実施し、気象災害データベースを構築し、災害の種類に基づき気象災害リスク評価を行い、そして、災害の分布状況及び気象災害リスク評価結果に基づき気象災害リスク地域を確定しなければならない。中国気象局は気象災害リスク評価結果と気象災害リスク地域に基づき、全国気象災害防御計画を策定し、国務院の認可を経て実施する。台風、強風（砂嵐）、雨、雪等種類ごとによる防御策、緊急時の対応策等も規定されている。

（海外立法情報調査室・富窪 高志）

【中国】流動就業者の医療保険の継続が可能に

2009年12月31日、人的資源社会保障部、衛生部及び財政部連名による「流動就業者の基本医療保障関係の移動時における継続に関する暫定弁法」が公表され、2010年7月1日から実施される。農村戸籍を有する農民工が都市において安定した雇用関係にある場合、勤務地の都市労働者基本医療保険に加入できる。その他の流動就業者は、自らの選択により戸籍所在地の新型農村合作医療制度又は都市住民基本医療保険に加入できる。雇用関係が終了又はその他の理由により都市労働者基本医療保険を退出した農村戸籍保有者は、以前の勤務地の保険手続き機関が発行する保険参加証明書に基づき、戸籍所在地の新型農村合作医療制度に参加することができる。弁法は、特に戸籍を保険加入の障壁としてはならないことを強調している。なお、農民工を含む都市労働者の省間移動時における年金の継続は、2010年1月1日から可能となっている。（拙稿「【中国】都市労働者の年金一省を越えた勤務地移動後も継続可能に」『外国の立法』242-2（2010.2）参照。）

（海外立法情報調査室・富窪 高志）

【ミャンマー】選挙関連諸法の制定

2010年3月8日、ミャンマー軍事政権は選挙に関連する5つの法律を制定したと発表した。選挙管理委員会法、政党登録法、人民代表院選挙法、民族代表院選挙法、そして地方選挙法である。特に注目される点は、政党設立者や政党党員の要件（政党登録法）及び、選挙権を有する者の要件（両院の各選挙法）として「禁固刑に服していない者」を規定している点である。2010年2月26日最高裁判所は、国家防衛法違反で有罪とされた判決を不服として上告していた民主化運動指導者アウン・サン・スーチー氏の訴えを棄却し、スーチー氏は自宅軟禁の状態が継続している。選挙関連諸法によれば、スーチー氏をはじめ、拘束されている2,000人に上る民主化運動家ら「政治犯」は選挙権を行使できない可能性もある。同氏が率いる国民民主連盟（NLD）が予定される選挙に対しいかなる対応をするのかを含め、今後の動向が注目される。なお、選挙日程は公表されていない。

（海外立法情報課・大友 有）

【タイ】 移民労働者国籍登録期限延長に関する閣議決定について

タイでは、増加するミャンマー、ラオス、カンボジアからの移民労働者の管理を目的として、2008年「外国人雇用法」が改正され、それと併せて国籍証明による合法化制度が設けられた。これは、労働許可証は保持するものの、自国政府発行の旅券とタイ政府発行の査証を持たず入国管理法上は違法に滞在する「不法移民労働者」を合法化するための制度である。当初、国籍証明の登録期限を2010年2月28日としたが、特にミャンマーからの「不法移民労働者」の手続きが進まないため、2010年1月19日、政府は、国籍証明の登録期限を2年間延長すると閣議決定した。労働許可証を保持する「不法移民労働者」約131万人のうち、合法化の前提となる労働許可証の有効期限2010年2月末までに合法化手続きを完了した者は約16万8千人にとどまっており、全ての「不法移民労働者」の合法化の目途はたっていない。人権専門家は、不法移民労働者問題を解決するためにはさらなる期限延長が必要と指摘している。

(海外立法情報課・大友 有)

【タイ】 労働保護法の改正とその特色

タイでは1998年、労働者保護を目的とする「仏暦2541年労働保護法」が制定された。その後の労働者を取りまく環境の変化を背景として、2008年に改正法が制定された。2008年改正法は、労働者保護について定める「仏暦2551年労働保護法(第2編)」と最低賃金について定める「仏暦2551年労働保護法(第3編)」に分割して制定されている。労働者保護を定める「仏暦2551年労働保護法(第2編)」のなかで特に重要な改正点とされるのは、いわゆる非正規雇用労働者の保護を充実させた点である。そのなかでも、第11/1条第2項では、事業者は、非正規雇用労働者にも正規労働者と同等の権利、利益、福祉を差別なく享受させなければならない、と規定しており、経営者側の注目を集めた。特に日系企業などでは本条の規定を重視し対策を講じてきており、現在のところ本条に基づく労働裁判事例は報告されていない。

(海外立法情報課・大友 有)

【オーストラリア】 捕鯨への協力活動を禁止する法案の提出

2010年1月6日、日本の調査捕鯨船と反捕鯨団体「シー・シェパード」の抗議船が衝突した問題に関連して、緑の党のブラウン党首が連邦議会への提出を表明していた捕鯨活動への協力を禁止する法案(「2010年環境保護・生物多様性保全(捕鯨支援の禁止)改正法案」)が、議員立法として、2月4日連邦議会上院に提出された(拙稿「「シー・シェパード」船衝突事故に見る捕鯨問題の現状」『外国の立法』No.242-2,2010.2を参照)。法案は、捕鯨活動に従事する団体に対してサービスや支援、物資を提供したのものに対する罰則を定めたもので、違反者には、2年以下の禁錮又は1,000罰金単位(11万豪ドル相当)の罰金を規定している。政府は、法案の趣旨に理解を示すものの、その内容について、合憲性は言うまでもなく、実行できるか否か明らかでなく、慎重に検討する必要があるとしている。緑の党の審議促進の要請にもかかわらず、法案は第二読会に進んだまま、実質的な審議が行われていない。

(海外立法情報調査室・武田 美智代)

【オーストラリア】連邦議会のウェブサイトへサイバー攻撃

2010年2月10日から3日間、連邦議会のウェブサイトが「anonymous」(匿名)と名乗るハッカー集団の攻撃によってアクセス不能となった。2008年に新興宗教団体のサイエントロジーのウェブサイトへ攻撃を仕掛けたことで知られるこの集団は、2009年9月にも連邦政府がインターネット・フィルタリングの義務付けを内容とする法案を検討していることに抗議して、ラッド首相のウェブサイトへ攻撃していた。同法案は、12月に一連の検討を終了し、公開協議を経て秋季議会に「放送サービス改正(オンライン・フィルタリング)法案」として提出される予定である。その内容は、児童ポルノ等RC(Refused Contents)の格付けをされた禁止コンテンツをブロックするため、すべてのインターネット・プロバイダーに対して有害サイトのフィルタリングを求めるもので、有害サイトから子どもを守ることを目的としている。法案内容については、いろいろ議論があるものの、今回のサイバー攻撃は、反検閲団体からも非難を集めている。

(海外立法情報調査室・武田 美智代)

【オーストラリア】「2010年税法改正(政治献金及び贈与)法」の成立

現在の労働党政権は、政権発足直後から、選挙公約にも掲げていた政治資金制度改革に取り組み、2008年の第42議会冒頭で、政治資金の公開基準額の引上げ、政治献金に係る税制の改正等を目指して関連の2法案を提出していた。このうち、政治献金に対する所得控除の廃止等を内容とする「2008年税法改正(政治献金及び贈与)法案」は、2008年10月に下院を通過し、2009年2月に上院で修正された。しかし、下院は、上院の修正要求に不同意を表明、政府提案の再修正案に同意していた。その内容は6月に上院に報告されたが、以後法案審議は中断したままであった(法案の内容及び以上の審議動向等について、拙稿「オーストラリア連邦選挙法の改正—政治資金制度改革」『外国の立法』No.243, 2010.3, pp.177-191.を参照)。政府は、次期総選挙に向けた新たな政治資金制度改革を断念したとの報道もあったが、2010年2月25日、上院は、自らの修正に固執することなく、下院の再修正案に同意し、標記法律は、3月15日に連邦総督の裁可を得て成立した。

(海外立法情報調査室・武田 美智代)